

世界最先端 I T 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

平成29年5月30日 閣議決定

より抜粋

第1部 総論

IV 地方公共団体との連携・協力

- ・ 官民データ利活用には、国と各地方公共団体等、各地方公共団体等との間の施策について、一定の整合性を確保し、官民データを円滑に利活用することが必要不可欠である。
基本法においては、都道府県は官民データ活用の推進に関する施策の基本的な計画（「都道府県官民データ活用推進計画」）の策定が義務付けられ、市町村は官民データ活用の推進に関する施策の基本的な計画（「市町村官民データ活用推進計画」）の策定に努めること（努力義務）と定められている。
- ・ このため、国は、各地方公共団体による官民データ活用推進計画の策定が円滑に図られるよう、平成29年度秋頃を目途に、特に地方公共団体の取組を促すものを選定した上で、地方公共団体における計画の雛型を作成する。
- ・ また、地方公共団体における計画の策定や施策の実施等に係る負担に配慮しつつ、国は、国が策定する「官民データ活用推進基本計画」の周知広報、地方公共団体からの求めに応じた国からの情報提供、法制上の措置も含め必要な支援等を行う。
- ・ 都道府県及び市町村による計画が可能な限り早期に策定され、関連する施策との連携が図られることで、国全体として官民データの利活用が一体的に進むよう、地方公共団体との連携・協力を強力に推進することとする。

第2部 官民データ活用推進基本計画

II-1-(1) 行政手続等のオンライン化原則【基本法第10条関係】

① 分野横断的な施策のうち重点的に講ずべき施策

- ・ 行政手続等の棚卸し
 - 行政手続等の実態（法令等における書面・対面規定の洗い出し、添付類の重複確認等）を把握するための棚卸しが必要。
 - 平成29年度末までに棚卸しの結果を取りまとめ、それを踏まえ、府省庁は行政手続ごとにオンライン化原則に向けた見直しの期限や平成32年度までの目標値（進捗率、縮減額等）を明らかにした計画を策定。
 - オンライン化原則に向けた業務の見直し（BPR）やシステム改革の推進により、例えば、住民票の写しや戸籍謄抄本の提出不要化等、サービス利用者と提供者双方の負担の最小化と、質の高い行政サービスを実現。
KPI（進捗）： 棚卸し進捗率
KPI（効果）： 行政手続等ごとのコスト縮減額等
- ・ 地方一民の行政手続の棚卸し
 - 地方公共団体の行政手続の実態（手続件数、添付書類の重複確認等）を把握するための棚卸しを実施する必要。
 - 棚卸しの結果を踏まえ、地方公共団体が優先的に取り組むべき手続とその方策を平成29年度末までに取りまとめ、地方公共団体において策定する官民データ活用推進計画に組み込まれることを促進。また、地方公共団体が優先的に取り組むべき手続とその方策のとりまとめに合わせ、進捗等に関するKPIを設定。
 - これにより、国民が窓口に出向かず各種行政の申請をWeb上で完結できること、行政機関等からの情報をWeb上でプッシュ型通知により受けることができること等を実現できる環境を整備。